

大阪狭山市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成25年(2013年)2月5日

大阪狭山市監査委員  
平 田 國 夫  
田 中 昭 善

## 定期監査結果報告書

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象

##### 教育部学校給食グループ

- ・学校給食運営事業
- ・衛生管理対策事業
- ・施設管理事業
- ・米飯給食補助事業

#### 2 監査の範囲

平成24年4月1日から平成24年12月31日までの財務に関する事務

#### 3 監査の実施期間

平成25年1月10日から平成25年1月24日まで

#### 4 実施した監査手続

財務に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを主眼とし、当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求め、これを閲覧、帳簿突合等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

### 第2 監査の結果

監査の結果、学校給食グループの財務に関する事務は関係法令等に従い、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務において、改善を要する事項が見受けられたので、今後はこれらに十分留意し、事務を執行されたい。

なお、当該監査の結果に基づき、又は結果を参考として改善措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定によりその旨通知されたい。

#### 指摘事項等

学校給食調理等業務委託等の施行伺いの決裁日前に、業者選定依頼の起案がなされているものや、日付等が修正液で訂正されているものが見受けられたので、今後は適正な事務処理に努められたい。

また、米飯給食補助金の交付決定にかかる事務処理において、合議を経ておらず、事務決裁規程等に基づき適正な決裁処理を行うよう改められたい。

# 定期監査結果報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象

消防本部

- ・常備消防事業
- ・常備消防研修事業
- ・消火栓維持事業
- ・救急高度化推進事業
- ・非常備消防対策事業
- ・消防庁舎管理事業
- ・ニュータウン出張所管理事業
- ・石油貯蔵施設立地対策事業
- ・消防車両整備事業
- ・消防用活動機器整備事業
- ・統合型位置情報通知システム事業
- ・消防救急無線デジタル化整備事業（平成23年度繰越含む）

### 2 監査の範囲

平成24年4月1日から平成24年12月31日までの財務に関する事務

### 3 監査の実施期間

平成25年1月10日から平成25年1月24日まで

### 4 実施した監査手続

財務に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを主眼とし、当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求め、これを閲覧、帳簿突合等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

## 第2 監査の結果

監査の結果、消防本部の財務に関する事務は関係法令等に従い、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務において、改善を要する事項が見受けられたので、今後はこれらに十分留意し、事務を執行されたい。

なお、当該監査の結果に基づき、又は結果を参考として改善措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定によりその旨通知されたい。

### 指摘事項等

契約にかかる起案書のうち、決裁日等が砂消しゴムで訂正されているものが見受けられたので、今後は適正な事務処理に努められたい。